

# 転出証明書郵送請求書

久米島町長あて

年 月 日

異動（予定）年月日 （新しい住所へ住み始めた日）	年 月 日	日中に連絡のつく 電話番号	- -
今までの住所	沖縄県島尻郡久米島町字 (建物・アパート名)		
新しい住所	(建物・アパート名)		
転出した（する）人の氏名		続柄	生年月日
			西暦・大・昭・平・令 ・ ・
			性別 男・女
			西暦・大・昭・平・令 ・ ・
			男・女
			西暦・大・昭・平・令 ・ ・
			男・女
			西暦・大・昭・平・令 ・ ・
			男・女
			西暦・大・昭・平・令 ・ ・
			男・女
			西暦・大・昭・平・令 ・ ・
			男・女
マイナンバーカードの所有についてお聞きます。 ※当てはまる方にレを記入してください。			
<input type="checkbox"/> カードを持っていない または <input type="checkbox"/> 持っているけど紛失した または <input type="checkbox"/> 持っているけど有効期限切れ	<b>【転出届の方法】</b> ①この転出届、②本人確認書類（運転免許証など）の写し、③返信用封筒（切手も必要）を久米島町役場町民課へ送付してください。 <b>【転入届の方法】</b> 転出処理が終わりましたら、返信用封筒にて「転出証明書」を送付しますので、受け取り後、すみやかに転入先自治体の窓口を持参し、転入届を行ってください。		
<input type="checkbox"/> カードを持っている	<b>【転出届の方法】</b> ①この転出届、②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写しを久米島町役場町民課へ送付してください。 <b>【転入届の方法】</b> 転出処理が終わりましたら、こちらから電話にてお知らせします。その後、転入先自治体の窓口でマイナンバーカードを提示し、転入届を行ってください。 <b>以下に該当する方は、転入先自治体の窓口で紙の「転出証明書」が必要です。</b> <b>該当する場合は上記の□カードを持っていないと同様の対応をお願いします。</b> <input type="checkbox"/> 異動年月日（新しい住所へ住み始めた日）から14日以上経過している。 ※異動年月日から14日以内に転入先自治体で転入届を提出する決まりがあります。		

【お問い合わせ・送付先】

〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地  
久米島町役場 町民課 あて

電話：098-985-7123